

北本市議会 令和4年6月定例会 概要報告

【一般質問編】北本市議会議員 桜井すぐる

件名1 北本市子どもの権利に関する条例の施行に向けて

Q. 平成22年に市議会が条例の制定を求める決議をしてから11年後に議員提案で制定された。市長も当時議員として決議に賛成しているが、どう受け止めているか。

A. 条例が全会一致で可決されたことは、今後のまちづくり、未来づくりに大きく寄与するものと考えている。市民・市議会・行政が一体となり、全ての子どもが幸せな生活送ることができるまちづくりに努めたい。

◆できれば「歓迎する」や「喜ばしい」という表現が欲しかったところですが、得られませんでした。

Q. 学校における子どもとの関わり方の総括と、今後の取組について

A. 教育振興基本計画に「豊かな心と健やかな体の育成」を掲げ、子どもたちの思いや考えを重視した学習活動を取り入れ、授業改善を図ってきた。学校生活ではよりよい社会の担い手の育成を目指し、時には一定の約束やルールを設けることも必要だが、教職員が時に行き過ぎて子どもの権利を制限してしまうおそれもあることを自覚して、指導に取り組まなければならない。条例の基本理念の認識を深め、子どもの意見を受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを共に考え、適切に指導する。

◆これまでも権利侵害はしていないという認識のよう。今後の研修を通じて、今までの指導の問題点をしっかりと認識し、改善していただく必要がある。

Q. 条例の施行に向けた組織体制は。

A. 全体として子育て支援課が所管課となるが、子どもの権利に関する相談・救済等については独立性・権利侵害防止の観点から人権推進課が所管する。両課に1名ずつ増員する。

Q. 職員(教員を含む)への研修や研修計画は。

A. 既存の研修計画に子どもの権利に関する内容を追加し、計画的に研修を実施する。内容やスケジュールは、子どもの権利擁護委員とも検討し、見識のある方を講師に招いて実施したい。

Q. 市民に分かりやすく周知することがとても重要。どのように周知するか。

A. 条例を解りやすく解説した小冊子を小学校低学年向け、小学校高学年向け、中高生向け、一般向けの4種類作成する。内容は、子どもの権利擁護委員に監修をお

願いする。

Q. 普及啓発の計画は。

A. 今後策定する行動計画に位置づけ、計画的な普及啓発を行う。

Q. 相談窓口はどのような形になるのか。

A. 人権推進課に相談員を配置し、平日10時30分から18時まで、面談、電話、手紙、インターネットで相談を受け付ける。電話は2回線、1回線はフリーダイヤル。休日夜間はネットで受け付け、後日相談員から連絡する。今後、LINE等のSNSの活用を含め、検討していく。

件名2 学童保育室(放課後児童クラブ)の利用状況について

Q. 公設学童保育室の混雑を緩和するため、令和4年4月から民設による放課後児童クラブ(2か所)が設置されたが、令和4年4月時点の公設・民設の登録者数は。

A. 4月時点の民設クラブの登録者数は各1名(計2名)。公設学童の登録者数は、725人(R3:692人)。

Q. なぜ民設クラブの利用者が少ないのか。

A. 事業者の選定が遅れ、周知が遅れたことが一因。

Q. 公設学童で条例の基準を満たしていない学童は。

A. 平均利用者数で見ると、1支援単位当たり40人を超えているのが東・西第二・南・北・石戸・中丸Aの6学童。1人当たりの専用区画面積が1.65㎡を下回っているのが南・北・中丸Aの3学童。

Q. 公設学童と民設クラブの利用料金の差は。

A. 公設は低学年が月1万円、高学年が月8千円。民設は一律で月8千円。いずれも所得に応じた減免規定がある。

Q. 今後どうやって公設学童の混雑を緩和するのか。

A. 公設学童の指定管理者に対し、適正規模の目安を超えた利用者の受付を控えるよう通知した。対象は民設クラブが設置されている学区(西小・南小)の学童保育室。(→西学童・西第二学童・南学童では、今年度中の新規利用は困難なため、民設クラブを利用していただくことになる。)

Q. 来年度はどうするのか。

A. 保育所と同様に、保護者の就労やご家族の状況を提出していただき、保育の必要性の高いご家庭の方から入室していただく方法をとることを検討する。来年度の入室案内の時期までに指定管理者と検討する。